

平成22年度第6回

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

日 時：平成23年2月17日（木曜日）

午後1時30分から午後2時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

平成22年度第6回 宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会 議事録

日時：平成23年2月17日（木）午後1時30分から午後2時30分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：増田 聡 委員 浅野 孝雄 委員 井上 誠 委員
京谷 美智子 委員 小林 達子 委員 西出 優子 委員
福田 稔 委員
欠席委員：奥村 誠 委員

司 会 定刻となりましたので、ただいまから平成22年度第6回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を開催いたします。

始めに、山本政策課長より御挨拶を申し上げます。

政 策 課 長 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、今年度第6回目の大規模事業評価部会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本来でございますと、佐藤企画部長から御挨拶を申し上げるところでございますが、本日は県議会開会中のため出席できません。大変恐縮でございますが、部長からは、委員の皆様にくれぐれもよろしくとのことでした。

委員の皆様には、本年度、大島架橋事業、登米地区統合校に係る校舎等改築事業、拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業の3事業同時並行審議という、大変タイトなスケジュールであったにも関わらず、熱心かつ精力的に御審議いただきましたことに対しまして、この場をお借りしまして、改めてお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

本日は議題といたしまして、今年度評価をいただきました3事業に対する県の最終評価結果と反映状況についての御説明と、仙台中央警察署庁舎建設事業に係ります完了報告を行うこととしております。本日をもって今年度最後の部会となりますが、ぜひ忌憚のない御意見等をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、今年度の委員の皆様方の御努力に対しましてのお礼を申し上げ、挨拶とさせていただきます。

司 会 本日は、増田部会長を始め7名の委員に御出席いただいております。行政評価委員会条例第4条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。なお、奥村委員におかれましては、所用のため欠席する旨の御連絡をいただいております。

では、会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。まずは、次第、裏面が出席者名簿となっております。それから資料1、評価書及び反映状況説明書。資料2、評価事業完了報告について。資料3、再評価事業完了報告書をお配りしております。

また、大規模事業評価対象3事業の、評価調書の御持参をお願いしております。お手元がない場合は、事務局の方へお申し付け願います。よろしいでしょうか。

それでは会議に入りますが、御発言の際には机正面にございますマイクスイッチをオンにして、マイクのランプが点灯したことを確認してからお話し願います。また、発言が終わりましたらスイッチをオフにしてください。

それでは、増田部会長、議事の進行につきまして、よろしく願いいたします。

増田部会長 それでは、議事に入りたいと思います。

始めに議事録署名委員の指名ですが、今回は井上委員、京谷委員のお二人にお願いします。

次に会議の公開についてですが、宮城県行政評価委員会運営規程第5条に基づき、当会議は公開とします。傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、議事(1)平成22年度大規模事業評価の結果及び反映状況について、事務局より説明をお願いいたします。

企画・評価専門監

それでは、議事(1)平成22年度大規模事業評価の結果及び反映状況について、御説明いたします。資料1を御覧下さい。資料には1ページから9ページにかけて、今年度ご審議いただきました3つの事業、大島架橋事業、登米地区統合校に係る校舎等改築事業、拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業に関するそれぞれの評価書の写しを添付しております。これらの評価書につきましては、1月26日の公表日に、委員の皆様にもメール等によりお知らせしているものと同様のものがございます。本日は資料が膨大となりますので、付属の資料につきましては省略しておりますので御了承願います。

次に、10ページからは行政活動の評価の結果の反映状況説明書としまして、大規模事業評価に係る部分について抜粋して掲載しております。また、13ページ以降には答申書の写しを添付しておりますので御参考願います。

最初に、評価書の概要について御説明いたしますが、私からは評価書の構成につきまして御説明をし、答申内容に対する検討結果等については、後ほど事業担当課より御説明いたします。それでは、1ページをお開き下さい。これは大島架橋事業に係る評価書でございますが、この評価書の構成としましては、「1対象事業名」、次に「2事業の概要」、それから「3県民生活及び社会経済情勢に対する効果並びにその把握の方法」として記載しております。本日は、別添の資料は省略しております。次に、「4評価の経過」の記載があり、「5行政評価委員会の意見」として、答申書を添付しております。最後に「6評価の結果」でございますが、県の最終の評価結果を記載し、2ページ以降、答申内容及び県民意見に対する検討結果について記載しています。他の2つの事業につきましても、同様の構成となっておりますので、以下の説明は省略させていただきます。

なお、3事業とも、県の最終評価として、答申内容も踏まえまして事業を実施することは適切であると判断しております。

次に、反映状況について御説明をいたします。10ページを御覧下さい。こちらは、大規模事業評価に関する部分の抜粋でございますが、この反映状況説明書につきましても、今月9日の公表日に、既に委員の皆様にお知らせしているものと

同様のものがございます。この反映状況説明書は、県の最終評価結果を踏まえまして、平成 23 年度の予算編成等において反映した状況として、予算額や事業内容を一覽にし、記載したものです。各事業の反映状況の内容につきましては、評価結果と併せて、この後事業担当課より御説明いたします。

私からの説明は以上になりますが、引き続き事業担当課から説明をします。大島架橋事業から順に説明をお願いします。

道 路 課 大島架橋事業に係る大規模事業評価の結果及び反映状況につきまして、道路課より御説明いたします。資料の 1 ページを御覧下さい。

県といたしましては、今年の 1 月 7 日にいただきました答申等を踏まえまして、行政活動の評価に関する条例施行規則に定める基準に基づき評価を行った結果、事業の実施は適切であると判断したところでございます。なお、答申に際しまして、評価書を作成するにあたり検討すべき事項として、3 点の御意見をいただいております。これらに対する県としての検討結果について御説明したいと思います。2 ページを御覧下さい。

まず、1 点目の御意見に対する県の検討結果でございますが、架橋整備に伴い、今後、住民の生活環境や自然環境などへの影響が予想されることから、地元気仙沼市が中心となって、地元住民や関係団体などで組織している「気仙沼大島振興推進会議」との連携を図りながら、想定される課題などの解決に向けて取り組んでいくこととしております。

2 点目の御意見に対しましては、上記「気仙沼大島振興推進会議」や関係機関などと調整を図りながら、景観形成の調和に配慮するとともに、架橋を新たな観光資源として生かせるよう検討していくこととしております。

3 点目の御意見に対しましては、今後実施する詳細設計などを通じて、宮城県沖地震などの大規模災害への対応も含め、将来の長きにわたり使い続けることができる橋梁構造について、コスト縮減の観点を重視しながら検討していくこととしております。

続きまして、3 ページを御覧下さい。県民意見に対する検討結果でございます。この内容につきましては、平成22年12月17日に開催されました第 4 回部会において御説明いたしましたとおりでございます。

最後に反映状況の内容について御説明いたします。資料の12ページを御覧下さい。平成23年度当初予算編成におきまして、大島架橋を含む道路新設区間の調査測量や詳細設計等に要する経費といたしまして、250,800千円を計上いたしました。

道路課からの説明は以上でございます。

施設整備課 続きまして、施設整備課より登米地区統合校に係る校舎等改築事業に伴う大規模事業評価の結果及び反映状況について、御説明させていただきます。

初めに評価の結果について御説明申し上げます。資料 1、平成 22 年度大規模事業評価に係る評価書及び反映状況説明書の 4 ページ下段の「6 評価の結果」を御覧願います。本事業を所管いたします教育庁といたしましては、宮城県行政評価委員会及び同委員会大規模事業評価部会から 1 月 7 日にいただきました答申等を踏まえ、本事業について行政活動の評価に関する条例施行規則に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業の実施は適切であると判断いたしました。な

お、宮城県行政評価委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申においては、評価書を作成するにあたり検討すべき事項として、3点の御意見をいただいておりますが、県としての検討結果については、5ページに記載のとおりであります。

まず、1点目といたしましては、「新設校は、複数の職業系専門学科を統合した県内初の総合産業高校であることから、環境などの視点を踏まえ、独自のカリキュラムの創設や新たな教育システムの導入についても積極的に検討を行うなど、地域性を生かした魅力ある統合校の構築に向けて、その特色が十分に発揮できるよう努めること。」という御意見でございます。この御意見に対しましては、独自のカリキュラムの創造や教育システムの導入について、環境などの視点を踏まえながら検討いたしますとともに、地域性を生かした統合校の特色が十分に発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。

2点目といたしましては、「新校舎の配置計画では、敷地の制約上やむを得ず、道路を挟む配置となっていることから、交通管理者や道路管理者と協議を行うなど、生徒や教職員の道路横断時の安全対策について万全を期すこと。また、耐震性能やシックハウス対策などの施設環境についても十分に留意すること。」という御意見でございます。この御意見に対しましては、道路横断時の安全対策については、生徒指導に万全を期すとともに、道路管理者や警察などとも協議いたしまして、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。また、耐震対策につきましては、窓ガラスを始めとする非構造部材を含めました建築物の耐震化を進めるとともに、シックハウス対策については、県が制定した「県有施設のシックハウス対策マニュアル」等に基づき必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

3点目といたしましては、「新たな総合産業高校の設置に当たっては、生徒や保護者などの学校関係者や地域住民とも意見交換を行うなど、工事期間中はもとより、開校後の施設運営についても相互に理解が得られるよう十分に配慮すること。」という御意見でございます。この御意見に対しまして、新たな総合産業高校の設置に当たっては、学校関係者や地域住民との意見交換を適宜実施いたしませんとともに、開校後の施設運営についても相互に理解が得られるよう対応してまいりたいと考えております。なお、校舎の建築工事の実施に当たっては、工事車両の運行計画や騒音対策等について、地域住民に事前に説明を行いますとともに、開校後に実施いたします校舎解体やグラウンド整備工事につきましても、同様に対応してまいりたいと考えております。

6頁をお開き願います。次に、県民意見に対する検討結果についてでございますが、この内容につきましては、平成22年12月17日に開催された本会議において御説明させていただいたとおりでございます。

次に評価の反映状況について御説明申し上げます。12ページ「3大規模事業評価結果の反映状況」の中段を御覧願います。本事業を所管いたします教育庁といたしましては、次年度以降の事業実施方針について検討を重ね、平成23年度の事業実施内容を決定するとともに、平成23年度当初予算編成において基本設計及び実施設計に要する経費として36,500千円を計上いたしております。

登米地区統合校に係る校舎等改築事業に伴う大規模事業評価の結果及び反映状況についての説明は以上でございます。

続きまして、拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業に係る大規模事業評価の結果及び反映状況について御説明申し上げます。

初めに評価の結果でございますが、資料1の7ページ下段の「6評価の結果」を御覧願います。本事業につきましては、宮城県行政評価委員会及び同委員会大規模事業評価部会から本年1月17日にいただきました答申等を踏まえまして、行政活動の評価に関する条例施行規則第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果、事業の実施は適切であると判断いたしました。なお、いただきました答申においては、評価書を作成するにあたり検討すべき事項として、4点の御意見をいただいております。県としての検討結果については、8ページに記載のとおりでございます。

まず1点目といたしまして、「拓桃医療療育センター及び拓桃支援学校の医療、療育及び教育の各機能を踏まえ、宮城県立こども病院と一体的に整備するメリットが最大限生かされるよう、十分な調整を行うこと。」という御意見をいただきました。この御意見に対しまして、拓桃医療療育センター及び拓桃支援学校が現有する機能を継承しつつ、急性期から慢性期、さらには在宅移行に至るまでの一貫したサービスの提供など、宮城県立こども病院と一体的に整備することのメリットが最大限生かされる施設となるよう、施設整備及び運営方法等について、関係者と十分な調整を行ってまいりたいと考えております。

2点目といたしましては、「肢体不自由児施設としての特性を考慮し、必要とされる機能が十分に発揮できるスペースや充実した生活環境を確保するとともに、患者及び家族等の利用者の視点に十分に配慮すること。」という御意見でございました。この御意見に対しまして、施設計画の検討に当たっては、施設の利用者及び施設職員等の意見を十分踏まえることとし、利用者が安心して医療療育サービスを受けられる環境の確保など、肢体不自由児施設として必要とされる機能が十分に発揮され、生活の場として良好な施設となるよう配慮してまいりたいと考えております。

3点目といたしましては、「拓桃医療療育センター及び拓桃支援学校は、宮城県立こども病院と一体的に整備されることから、円滑な管理運営が行えるよう、施設整備後の運営形態のあり方について十分に検討すること。」という御意見でございました。この御意見に対しましては、宮城県立こども病院との一体的整備の効果が十分に発揮され、円滑な施設運営が行えるよう、運営主体の一体化を前提として、施設整備後の運営形態のあり方について関係者と綿密な協議を行う。拓桃支援学校は、引き続き県が学校運営を行うこととし、医療・療育施設と連携して円滑な管理運営が行えるよう、関係者と十分な協議を行ってまいりたいと考えております。

4点目といたしましては、「建設地として、宮城県立こども病院及び隣接する宮城広瀬高等学校の敷地の一部を予定していることから、当該高等学校における教育環境の確保に配慮するとともに、地域住民や関係機関とも十分な調整を図ること。」という御意見でございました。この御意見に対しましては、宮城広瀬高等学校の敷地の一部を使用するに当たっては、当該高等学校における教育活動に支障を来さないよう代替施設等の整備を確実に行う。また、施設整備及び施設供用によって生じる周辺環境に対する影響に配慮すると共に、説明会を開催して事業について周知するなどして、地域住民や関係機関の理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして9頁を御覧願います。次に、県民意見に対する検討結果についてありますが、この内容につきましては、本年1月13日に開催された第5回部会において御説明させていただいたとおりでございます。

最後に、評価の反映状況について御説明申し上げます。12ページ「3大規模事業評価結果の反映状況」の下段を御覧願います。平成23年度当初予算編成におきまして、拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業に係る基本設計及び実施設計に要する経費として85,800千円を計上いたしております。

拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業につきましては以上でございます。

企画・評価専門監 大規模事業評価の結果及び反映状況に関する説明につきましては、以上でございます。

増田部会長 ありがとうございます。3事業について続けて御説明いただきましたが、御質問などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

いずれの事業も、答申の趣旨を踏まえて事業実施ということに決まりまして、来年度予算に、必要な経費の一部が計上されるということになりました。大島架橋については測量費も含めた予算計上、それ以外の2事業については、実際に建築を始める前の基本設計、実施設計に着手するという予算、事業内容となっております。

それでは、特に御意見、御質問等ないようですので、評価結果等について了解したいと思います。ありがとうございました。

次に議事(2)仙台中央警察署庁舎建設事業に係る評価事業完了報告に入ります。はじめに、この報告の制度概要等について、事務局から説明をお願いします。

企画・評価専門監 それでは、評価事業完了報告の制度概要等につきまして御説明いたします。資料2を御覧下さい。こちらには、大規模事業評価の流れと、完了報告の報告時期や報告すべき項目を記載しています。2の評価事業完了報告の中で記載しておりますように、県では大規模事業評価を実施した事業につきまして、事業を完了した翌年度から起算して5年度以内に、評価事業完了報告書を作成して、大規模事業評価部会に提出し、説明を行うこととしております。これは、大規模事業評価実施要領に基づくもので、平成19年度から制度化され実施しているものでございます。今回の報告は、この制度に基づいて行うものでございます。

報告事項としましては、記載のとおり1の委員会意見への対応状況から、6の今後の同種事業の計画、実施及び評価方法に反映させるべき事項までの6項目となっております。

ちなみに、昨年度は、現在の宮城大学食産業学部になりますが、宮城県農業短期大学の再編整備推進事業につきまして御報告しております。また、一昨年は、小児総合医療整備事業として、県立こども病院の完了報告を行っております。従いまして、今回の仙台中央警察署庁舎建設事業につきましては、3件目の報告案件ということになります。

この後、事業担当課から実施状況等について御報告いたしますが、今後の他の事業実施の際の参考としたいと考えておりますので、委員の皆様からの率直な御

意見や御感想などをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

評価事業完了報告の制度概要等の説明につきましては以上です。

増田部会長 ありがとうございました。事業が完了したということで、資料2のタイムスケジュールに則り、事業担当課より完了報告をいただくこととなります。説明後、委員の皆様からは御意見や御感想、今後のアドバイスなどをいただいて、完了報告を含む評価プロセスに役立てていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、警務課から報告をお願いいたします。

警 務 課 警察本部警務課の渡辺と申します。よろしく願いいたします。それでは、仙台中央警察署庁舎建設事業に係る評価事業完了報告につきまして、御説明させていただきます。

お手元の資料3、評価事業完了報告書を御覧下さい。始めに、冒頭に記載しております計画評価当時の事業概要について、簡単に御説明いたします。この仙台中央警察署庁舎建設事業の大規模事業評価は、平成11年度、平成12年1月に行ったものですが、当時の仙台中央警察署は、建築後29年を経過し老朽狭あいが激しく、加えて敷地も狭あいであったため、各種警察活動に支障を来しておりました。御承知の通り、仙台中央警察署は東北随一の官庁街、歓楽街、商店街及び仙台駅を有する仙台市の中心に位置し、県民生活の安全確保に不可欠な本県の治安拠点でございますが、庁舎の老朽化が進み、毎年、多額の修繕費用を要しておりました。また、敷地の狭あいにより来庁者の駐車スペースが確保できないため、来庁者に多大な不便を来していた他、事件事故の発生に伴う緊急出動にも支障を来していた状況にありましたことから、県民サービス向上と警察活動の効率化を図るため、早急な施設整備の必要があったものでございます。そのため、JR仙台病院跡地に移転、新築し、警察活動の効率化と県民に対する行政サービスの向上を図ったものであります。事業概要の詳細につきましては、資料3-2、仙台中央警察署庁舎移転整備基本構想のとおりでございます。移転後の敷地面積は旧敷地の約1.6倍、4,850m²です。庁舎は地上5階、地下1階建てで旧庁舎と同様ですが、延べ床面積が約1.2倍、6,600m²でございます。平成17年1月末に新庁舎が完成、同年12月に旧庁舎解体工事が終了してから5年が経過しますことから、このたびの完了報告となったものでございます。

次に、委員会意見への対応状況について御説明いたします。資料3の1ページを御覧下さい。左側に記載しております委員会意見につきましては、仙台中央警察署庁舎建設事業の推進は妥当であるというものでありました。ただし、付帯意見として次の2ページに記載のとおり、今後の事業推進に当たっては、仙台中央警察署のあり方や果たすべき役割、機能を分かりやすく県民に示すことという意見が付されました。評価結果の詳細につきましては、資料3-1、平成12年1月24日付け大規模事業評価の結果のとおりであります。それでは、付帯意見への対応状況について御説明いたします。資料3の2ページを御覧下さい。仙台中央警察署庁舎建設事業の推進に当たりましては、情報誌、新聞等を活用し、事業の目的や効果、建設計画の概要等について積極的に広報活動を行うなど、仙台中央警察署のあり方や果たすべき役割、機能等について県民への周知を図りました。また、事業完了後におきましても、参考資料1として添付しておりますパンフレ

ットを活用しての広報活動の他，ホームページによる啓発を行っております。さらには，その他の広報活動として記載のとおり，小中学生の社会科見学や，地域住民団体からの要望に応え施設庁舎見学を随時実施しており，また，地域安全運動及び交通安全運動期間中には，スポーツ選手等著名人を活用した1日警察署長による広報活動に取り組むなど，広く県民に対して情報提供に努めているところでございます。なお，マスコミ等を活用した県民への周知として記載のとおり，当時掲載された情報誌等ということで，仙台経済界，2004 東北地域プロジェクト集及び河北新報夕刊につきましては参考資料2から4として添付しております。

次に，2の事業実施状況について御説明いたします。3ページを御覧下さい。計画評価時点では平成15年度に終了する計画でありましたが，用地取得に係る事務費等の予算が計上されたのが平成12年度9月補正と遅れたことで，基本・実施設計の開始も約1年遅れとなるなど，解体工事が終了した事業の完了時期は，計画評価時から比べますと，約2年遅れた状況にあります。

次に，3の事業実施の効果について御説明いたします。機能的効果としては，来庁者用駐車スペースを確保したことによる県民サービスの向上と，各種警察活動の効率化が挙げられます。旧庁舎では，来庁者用の駐車スペースが13台しかなく，緊急車両の出入りにも支障を来していた状況でありましたが，新庁舎では，来庁者用の駐車スペースを40台分確保し，県民の利便性を向上させるとともに，事件，事故発生時における緊急出動が効率化され，県民生活の安全確保に繋がっております。経済効果といたしましては，県民生活の安全確保という治安維持のための事業であり，単純に経済効果を図ることは困難でございますが，旧仙台中央警察署用地の売却額が111億1千万円ございましたので，用地取得費を含む仙台中央警察署新築事業総額の53億4千万円を差し引いた施設建設に伴う経済効果は，57億7千万円となっております。次に4ページを御覧下さい。定性的事業効果といたしましては，来庁者に対する受け入れ体制の整備として，市民に親しまれる施設とするため，1階エントランスホールを開放性の高い吹き抜け構造としたり，市民の利便性を図るため，駐車スペース40台分を確保するなどの整備を行っております。また，上記以外の効果の発現状況でございますが，仙台中央警察署が，歓楽街である国分町地区に近接した場所から移転しましたので，同地区の治安を維持するため，国分町交番を大型化しております。夜間におきましては，早期現場臨場対策として，仙台中央警察署の当直から，刑事課員が国分町交番に待機し，治安対策に万全を期す体制を確保することにより，地域住民等の不安を払拭し，県民が望む安全，安心な社会の実現に努めております。

次に4の事業費でございますが，イニシャルコストの部分では評価書作成時点の約61億円に対しまして，53億4千万円となっております。これは，建設工事費が予定よりも低く抑えられたことによるものです。

次に5ページを御覧下さい。5の事業実施の効果を高めるための改善措置の必要性につきましては，特に申し上げることはございません。

最後に，6の今後の同種事業の計画，実施及び評価方法に反映させるべき事項について御説明いたします。平成22年4月1日現在，警察署庁舎は分庁舎を含め，県下に24警察署26庁舎がございますが，その約30%，8庁舎が築30年以上，約70%，18庁舎が築20年以上と老朽化が著しい状態となっております。このような状況におきまして，警察本部に対しまして県民からは，若林警察署を始めと

した警察署の新設が要望されている状況にありますので、警察署の新設も含めた計画的な警察署の建替えを進めていく必要があります。そのため、平成 17 年に警察署再編整備計画を策定し、平成 18 年 4 月 1 日に小牛田警察署と涌谷警察署の統合による遠田警察署の新設を実施したところであり、引き続き仙台南警察署の分割による（仮称）若林警察署の新設及び若柳警察署と築館警察署の統合による（仮称）栗原警察署の新設を実施する予定としております。また、この計画に併せまして、耐震上の問題が指摘され老朽化が著しい気仙沼警察署の建替えを実施することとしております。今後は、警察署再編整備計画に基づき、県民のニーズに対応した警察署の新設や建替えを円滑に進めることにより、より一層の県民生活の安全確保に向けた各種警察活動の効率化及び県民サービスの向上を図っていく方針としております。

完了報告につきましては以上でございます。

増田部会長 どうもありがとうございました。ただいまの御報告について、御意見や御感想、アドバイス等ございますか。

浅野委員 個別の問題になるかもしれませんが、報告書項目 6 に関連して、今後、同種の事業を行う場合に配慮していただきたい事項について、若干意見を述べさせていただきます。

被疑者被告人と弁護士及び一般の方が面接する接見室は、県内の各警察署に 1 室ずつしかないという現状にあります。例えば、面会者が多いお盆、年末といった時は、弁護士と一般の方が多く重なるものですから、そのような時は長時間待たされることとなります。弁護人の場合には、一旦面会室に入ってしまうと制限時間がありませんので、何時間でも面会できることとなりますが、一般の方は、その間ずっと待たなくてはなりません。通常、面会時間を 20 分程度取っているようですが、人数が多い時等、場合によっては 10 分、15 分と制限されてしまい、不利な立場に立たされているのが実情だと思います。

これに対しまして、今回新築された中央警察署では、接見室が複数設置されているということで、弁護士も一般の方も待ち時間無しにスムーズに面会ができ、非常に評判が良いということで、評価されていると思います。

御承知の通り、裁判員裁判が始まったわけですけれども、裁判員裁判になると、被疑者被告人と弁護人の面会を、これまで以上に密に行わなければならないので、面会室が 1 室だと一般の方はますます不便を強いられる事になると思います。今後、警察署の建替えや新築といった場合には、被疑者被告人の弁護権の確保、弁護人の弁護権の確保、それから、もちろん一般の方の面会の利便性の確保といった点から、接見室を複数設置していただくといったことを配慮していただきたいし、配慮するべきではないかと思います。

増田部会長 貴重な御意見ありがとうございました。

他に何かございますか。

今の御意見と同じ項目にあります平成 17 年の警察署再編整備計画ですが、ここに掲載のある仙台南署の分割、若柳・築館署の統合など、概ねどのようなスケジュールで進められるのでしょうか。あわせて、大規模事業評価委員会への諮問の

有無，時期なども分かる範囲で教えていただければと思います。

警 務 課 平成17年当時の計画策定段階におきましては，仙台南警察署の分割による若林警察署の新設が平成25年度に事業完了，栗原警察署の新設は平成26年度に事業完了の予定でございました。実際には事業が2,3年以上遅れている状況でございます。現状として，耐震上の問題が指摘されている気仙沼警察署の建替えが喫緊の課題でございまして，来年度，平成23年度当初予算におきまして，建設予定地の造成に係る測量及び設計等の費用を計上しているところでございます。この気仙沼署の後に，若林署の新設が予定されているところでございます。従いまして，できるだけ早く事業を進めていきたいと考えているところですが，県全体の予算との兼ね合いもございまして，その辺りの動きも踏まえながら，できるだけ県民の要望に応えられるよう進めてまいりたいと考えております。

それから，大規模事業評価に該当するかということですが，実際のところ，中央警察署は土地代が膨大にかかっております。通常，警察署の建替えでございまして，大規模事業評価に該当する金額には至らない事業費になっております。従いまして，これらの警察署の新設，建替えについても，大規模事業評価には該当しないものと現時点では考えております。

増田部会長 わかりました。ありがとうございました。

小 林 委 員 若林区に新しく警察署が必要になったのは，若林区で事件などが増えているからなのでしょうか。

警 務 課 現在，若林区を管轄しておりますのは仙台南警察署になります。仙台南警察署につきましても，太白区と若林区を管轄して治安対策に当たっているところですが，この仙台南警察署の負担というのが相当大きくなっており，面積も山形県境から太平洋までを広く管轄している状況にありまして，いざ事件，事故が発生した時に，早急に現場臨場することができないといった支障も出てきております。県民の方が困って110番することに対しては，やはりできるだけ早く警察官が臨場して，事案対応するべきと考えております。そうしたことから，県民の方からも，新設要望が強く出されてありまして，この平成17年の再編整備計画の中に若林警察署の新設を盛り込ませていただいたという状況でございます。

福 田 委 員 評価事業完了報告については，事業完了後5年度以内に行うという規定になっていると思うのですが，この完了報告書では平成17年1月末完成と記載があります。完了報告は，そこから5年度以内に行うということでしょうか。

警 務 課 解体工事までを完了してから，以降5年度以内に行うものです。旧仙台中央警察署の解体工事が完了したのが，平成17年12月になります。よって，平成17年度から5年度以内ということで22年度の報告となり，これは年度単位で区切っています。

福 田 委 員 わかりました。

西出委員 先ほど、今後の警察署新設、建替えについては大規模事業評価の対象とならないだろうというお話もありましたが、評価事業完了報告書の項目6に、評価方法に反映させるべき事項とあります。この意味合いについて教えていただければと思います。

政策課長 項目6として評価方法に反映させるべき事項とありますが、これは、例えば計画評価を行って不都合があったとか、こういった部分をもっと評価しても良かったのではという反省点などがあれば、記載していただくというものでございます。今回の中央警察署の大規模事業評価については、この評価方法に反映させるべき事項というのが特になかったということで記載がなく、従来の大規模事業評価の手法で評価ができていくということになるかと思えます。

企画・評価専門監 補足説明いたします。先ほど制度概要の説明を申し上げましたが、この完了報告制度が確立したのが平成19年度でございました。本事業につきましては、制度が始まる前の評価ということになりますので、完了報告に向けたデータの収集方法等について確立しておらず、記載が難しいところもあるかと思えます。

井上委員 報告書の項目5では、改善措置の必要性はなかったということですが、竣工してから6年が経過し、そろそろ使い方が変化してきて、施設に対する要望などは挙がっていないのでしょうか。

警務課 現状問題といたしまして、仙台中央警察署は、大規模事件の捜査本部等を設置することが非常に多くなっております。そうした際に、既存の課室だけでは捜査本部を設ける部屋が少ない状況にあると伺っております。それから、先ほど浅野副部長からも接見室についてお話しがありましたが、中央警察署は留置施設についても、多く収容できる大規模なものとしております。さらに女性専用の留置施設も設けております。そういった中でも、収容者数がなかなか減らない、いわゆる悪いことをする方がなかなか減らないということで、留置担当職員の負担が非常に大きくなっており、その分、接見に来られる弁護士、一般の方に影響を及ぼしているということも伺っております。

井上委員 中央署ということで、特殊な事情に依るものもあるかとは思いますが。多くの警察署庁舎をお持ちですので、今後、改築等を次々に行っていくことになろうと思えますが、その際には、検討のベースとなるような新たな意見、要望などがあるとよろしいかと思えますので、改善要望などを吸い上げる、あるいは蓄積する仕組みを用意なさってはどうかと思いました。

増田部長 他にございますか。サービスを受けない方がよい部分もある施設でございますので、難しいところもございそうですがよろしいでしょうか。

それでは、これまでの経験も踏まえて、再編整備計画に基づき、必要な部分から着実に実施していくにはどうすればよいかといったことを検討していただき、この完了報告の成果を次の事業に生かしていただきたいと思えます。

それでは、以上で本日の議事を終了します。4のその他について、事務局より
よろしく申し上げます。

司 会 委員の皆様，ありがとうございました。最後になりますが，当部会の親委員会
であります行政評価委員会の開催につきまして，御連絡いたします。行政評価委
員会は，3月16日水曜日，午前10時30分から開催いたします。本部会からは増田
部会長，浅野副部会長に御出席いただきますが，後日，文書にて御案内させてい
たいただきますので，よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございますが，委員の皆様から何かご質問等ございませ
んでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは，以上をもちまして，平成22年度第6回宮城県行政評価委員会大規模
事業評価部会並びに本年度部会の一切を終了いたします。今年度一年間，ありが
とうございました。

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

議事録署名人 井上 誠

議事録署名人 京谷美智子